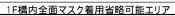
#### 労働環境改善スケジュール

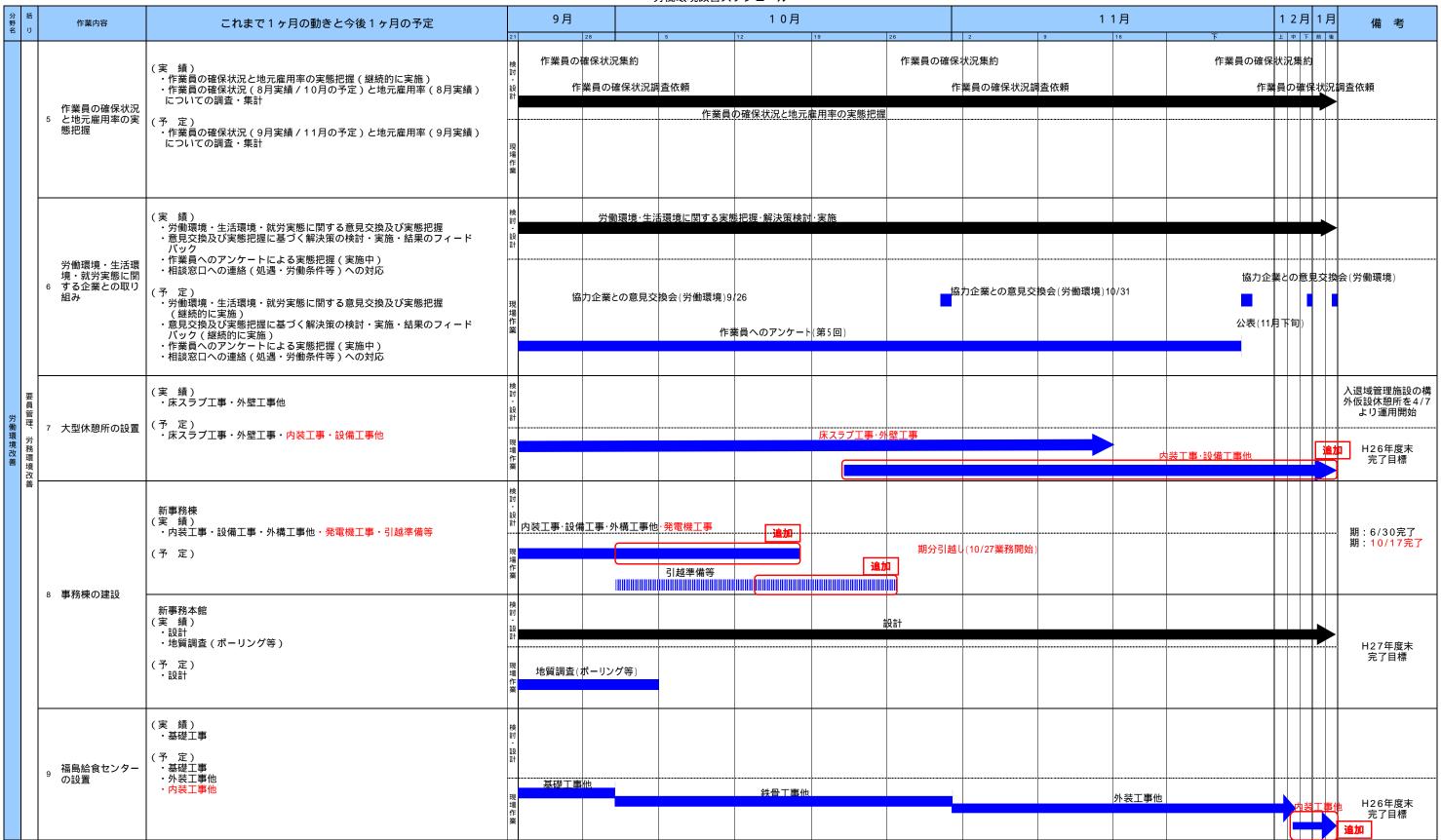
				万側塚	境改善スケジュール							
分野名	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後1ヶ月の予定	9月		1 0月				1 1月	12月		備考
		実 績) ・「敷地内線量低減にかかる実施方針」を踏まえた敷地南側エリアの全面 マスク着用省略化の検討 ・スク着用省略化の検討 ・スク着用3・ロスクをは、ロスののに、ロスののには、ロスののに									前後	
		・全面マスク着用省略エリア拡大に向けた連続ダストモニタの設置検討 (予 定) ・「敷地内線量低減にかかる実施方針」を踏まえた敷地南側エリアの全面	· 設 計	全面マス	スク着用省略エリア拡大に向け	ナた連続ダストモニタの設置検討						
		マスク着用省略化の検討(平成25~27年度) ・全面マスク着用省略エリア拡大に向けた連続ダストモニタの設置検討 (平成26年度末設置予定)										
	1 防護装備の適正化 4 検討	ダストフィルタ化:空気中よう素131濃度が全面マスク着用基準を下回 ることを確認した上で、ダストフィルタを装着した全面マスクで作業でき るエリアを設定し、作業員の負荷軽減、作業性向上を図る。 全面マスク着用省略化:空気中放射性物質濃度が全面マスク着用基準	ダストフィルタ化	実施済みエリア)H24.3	3.1 : 1 ~ 4号機及びその周辺建	屋内を除〈全域、H24.12.19∶1~		哥辺建屋内 				【汐見坂】 1号カバー解体工事
	被ばく・・安安	全国 スク 有用 国	現 場 作 業 ト	実施済みエリア) H23.1  24.11.19: 入退域管理が  25.4.15: 構内企業棟の	施設建設地、H25.1.28:構内企 )一部エリア(登録センター周)	業棟の一部エリア 東電環境企	業棟周辺)、H25 ンクエリア・瓦礫	.4.8: 多核種除去設	汚染検査場・降車しない見学者、 &備、キャスク仮保管設備、 ニリア、H25.10.7∶5 , 6号機建屋内、			開始後、連続ダスト モニタで原子炉建屋 上が制か開発が止剤次 を重要ないででででいる。 ができる。 関始をできる。 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
	理											<b>3</b> .
		(実 績) ・協力企業との情報共有 10/23安全推進協議会開催:災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等)	検   計   記   計									
労働環	重傷災害撲滅、全 2 災害発生件数低減 対策の実施	(予 定) ・10/30安全推進協議会の開催 ・作業毎の安全施策の実施(継続実施)	【熱中症予防対策 <i>0</i> 現場	)実施]								
境改善			業 			 	安全施策の検討	寸·評価 				
_		(実 績) ・H26年度対象者(協力企業作業員)への「がん検査」「甲状腺超音波検査」案内に対する、対象者・医療機関等からの問い合わせ対応、及び検査費用の精算手続き(継続) ・H26年度対象者(社員)への「甲状腺超音波検査」案内準備、及び検査実施(KK:10/24,29)  (予 定) ・H26年度対象者(社員)への「白内障検査」案内準備(KK:11/7,20,21 本店:12月中予定) ・H26年度対象者(社員)への「甲状腺超音波検査」案内準備(本店・福島:1月以降予定) ・インフルエンザ予防接種(10/29~来年1/30 1F新事務棟,近隣医療機関)	検討									
			健康相談受付									
			健康相談文刊									
	   長期健康管理の実   3 施		対象者・医療機関等からの問い合わせ対応、及び検査費用の精算手続き									
	建		場 作 業				社員	員·白内 <mark>障検査及で</mark>	<b>『甲状腺超音波検査</b>			追加
	京							インフル	エンザ予防接種 (10/29~来年1/30)			
		(実績) ・1 F 救急医療室のH27年1月中旬までの医師確保完了(固定医師1名+ローテーション支援医師) (予定) ・1 F 救急医療室の恒常的な医師の確保に向けた調整	検討・	各医療拠点の体制検討								
	能がし心白派とい		設計	常勤医師の雇用に向け	た関係者との調整							
	迅速化		現 場 作 業									
			*				,					







#### 労働環境改善スケジュール



# 福島第一原子力発電所における女性放射線業務 従事者の就業エリアの拡大について

2014年10月30日東京電力株式会社



## 1.はじめに

- ■福島第一原子力発電所の女性放射線業務従事者については、東日本大震災後の線量率上昇等により、平成23年3月23日以降、自主的に福島第一原子力発電所構内に就業エリアを設けていなかったが、作業環境の改善状況を踏まえ、平成24年6月25日より就業可能なエリアを限定し作業を出来るようにしてきた。
- ■今回、敷地内の作業環境の改善が進んで来ていること、内部被ばくのおそれが低くなっていること及び放射線管理も適切に行えるようになってきたことなどを踏まえ、<u>女性放射線業務従事</u>者の就業エリアを構内全域に拡大する。

(ただし、特定高線量作業や1回で4mSvを超えるおそれのある作業には就かせない)

## 2.就業範囲の見直し

■ 女性放射線業務従事者の職域拡大を目的に就業エリアを次の通り追加する。

## 【現状】

- ・免震重要棟内
- ・5・6号機(建屋内全域)
- ・構内休憩所
- · 入退域管理施設
- ・1~4号機周り含む降車無し視察案内対応(ルート限定)

## 【見直し後】

- ・福島第一原子力発電所構内全域(ただし、特定高線量作業、1回で4mSvを超えるおそれのある作業には就かせない)
- 運用開始予定時期 平成26年11月4日(火)



## 3.線量限度を厳守するための管理方法について

- ▶女性放射線業務従事者は実効線量で<u>4 mSv / 3 ヶ月を線量の管理値</u>とし、これを 超えるか、超えるおそれのある場合は、<u>基本的にそのブロック 3 ヶ月 <sup>1</sup>は作業に従</u> <u>事できない</u>こととする。
  - 1 プロック3ヶ月:4月1日を始期とする3ヶ月
  - なお、4mSv/3ヶ月を超えて<u>作業を継続する場合は、線量管理計画書</u>を作成 しきめ 細やかな管理行う事とする。
- ▶所属長は女性放射線業務従事者が日々の作業に着手するにあたって、着用する個人線量計の<u>警報設定を対象者の残線量(管理値に対する残線量)より小さな値に定め</u>て対象者に伝え、対象者は指定された警報に設定された個人線量計を借用し着用する。(例:残線量1mSv 警報設定値0.8mSv)
- ▶妊娠している又は妊娠と診断された女性は線量限度 2が更に低い事から、管理対象 区域での業務は出来ないこととする。(免震重要棟内のみ勤務の場合も不可とする)
  - 2 線量限度:妊娠と診断されてから出産まで腹部表面の等価線量で2mSv、内部被ばくによる実効線量で1mSv
- ▶特定高線量作業、1回で4mSvを超えるおそれのある作業には就かせない。



## 4.女性就業エリア拡大の変遷

H23.3.23以降 女性就業エリアなし(全ての女性職員が福島第一原子力発 電所から退構)

<u>作業環境改善状況(線量率の低下等)を踏まえ見直し</u>

H24.6~

免震重要棟内、5・6号機(建屋内全域)、構内休憩所

<u>作業環境改善状況(線量率の低下、入退域管理施設運用開始等)を踏まえ見直し</u> H 2 5.8~ 上記範囲に加えて以下のエリアを追加

- · 入退域管理施設(建屋内)
- ・降車無しでの視察案内対応(ルート限定)

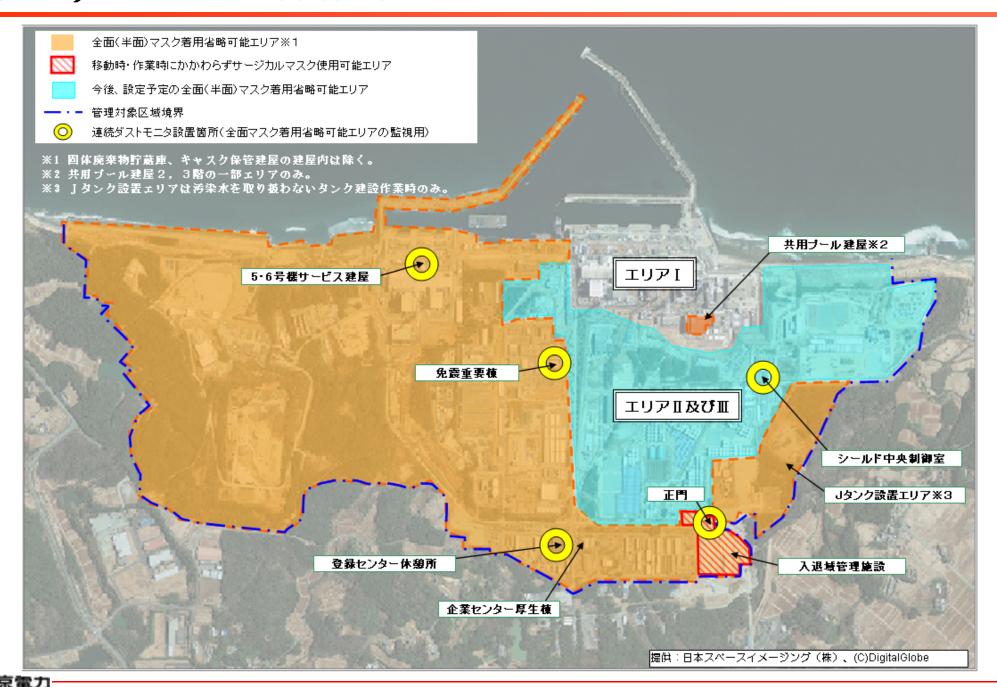
<u>作業環境改善状況(線量率の低下、免震棟及び5・6号S/Bへの更衣室設置</u> <u>等)を踏まえ見直し</u>

H 26.11 ~

女性就業エリアを構内全域に拡大(ただし、特定高線量作業や1回で4mSvを超えるおそれのある作業には就かせない)



## (参考)全面マスク省略可能エリア





### 福島第一原子力発電所高圧受電盤内のケーブル端末作業における 感電負傷事故の「電気関係事故報告書」の提出について

平成 26 年 10 月 29 日東京電力株式会社

当社は、本日、福島第一原子力発電所高圧電源ケーブル端末処理作業時における感電負傷事故の原因と再発防止対策をとりまとめ、電気関係報告規則第3条第3項に基づき関東東北産業保安監督部東北支部に報告を行いましたのでお知らせいたします(別紙参照)。

(以下、平成 26 年 9 月 30 日までにお知らせ済み)

平成 26 年 9 月 30 日午前 8 時 30 分頃、福島第一原子力発電所構内の新事務棟において、電気関係作業を行っていた協力企業作業員が感電したとの連絡が緊急時対策本部に入ったことから、午前 8 時 32 分に救急車を要請しました。感電した協力企業作業員は意識があり、構内の救急医療室にて心電図検査を実施して異常がないことを確認しました。同日、午前 9 時 22 分に救急車にて、いわき市立総合磐城共立病院へ搬送され、治療を受け数日間入院しました。

本件については、同日、午後4時10分に電気関係報告規則第3条第2項第1号「感電又は破損事故若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故(死亡又は病院若しくは診療所に治療のため入院した場合に限る)」に該当すると判断しました。

以上

#### 別紙

・電気関係事故報告書

(件名:高圧受電盤内のケーブル端末作業における感電負傷事故)

運総発官26第466号平成26年10月29日

関東東北産業保安監督部長 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 東京電力株式会社 代表執行役社長 廣瀬 直己

電気事故の報告について

電気関係報告規則第3条の規定により、別紙電気関係事故報告のとおり電気事故について報告します。

- 1. 件 名:高圧受電盤内のケーブル端末作業における感電負傷事故
- 2. 報告事業者
  - 1)事業者名(電気工作物の設置者名):東京電力株式会社
  - 2)住所:東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
- 3. 発生日時:平成26年9月30日(火)午前8時26分頃
- 4. 事故発生の電気工作物(設置場所、使用電圧):新事務棟 高圧受変電設備 (設置場所:福島第一原子力発電所、使用電圧:6.9kV)

#### 5. 状 況:

- 平成26年9月30日、被災者 <sup>1</sup>は、全体朝礼およびTBM-KYの実施を終えた7時00分頃に 作業現場である福島第一原子力発電所構外にある東京電力社員用の事務所(以下、「新事務棟」と いう。)に共同作業者と二人で向かった。
- 7時55分頃、被災者は、新事務棟脇に設置されている高圧受電盤の中に入り、高圧電源ケーブル (以下、「当該ケーブル」という。)の端末処理作業 <sup>2</sup>に着手した。被災者は、端末処理の準備と して高圧受電盤内において当該ケーブルを回して相順を合わせる作業を行っていたところ、8時2 6分頃、充電部に体が接触したことにより感電した。その際、共同作業者は、被災者に意識がある ことを確認した。
- なお、被災者が充電部へ接触した際に地絡が発生し、高圧受電盤内の受電遮断器が動作(トリップ)したことにより、電源供給先である新事務棟が停電した。
- 共同作業者は、被災者が感電した旨を、新事務棟が停電したために建物の周囲を確認していた東京 電力社員(以下、「当社社員」という。)に伝えた。
- 8時32分頃、当社社員は、直ちに救急車を要請するとともに、福島第一原子力発電所構内にある 救急医療室に連絡した。その後、被災者を救急医療室に搬送し心電図検査を行ったが、異常は確認 されなかった。
- 9 時 1 8 分頃、被災者を救急車によりいわき市立総合磐城共立病院に搬送した。その後、医師の診察により入院が必要であると診断された。
  - 1 被災者・・・元請会社の二次協力会社社員
  - 2 端末処理作業・・・新事務棟の電源用に新設した高圧受変電設備は、2回線受電構成(本線・予備線)としており、既に予備線側は受電状態となっていた。当日の端末処理作業は、 未接続であった当該ケーブル(本線側のケーブル)を接続するための作業であった。

当該の高圧受電盤は、予備線側から本線側へ逆圧がかかる構造となっており、盤内には充電部が存在していた。

なお、当該の高圧受電盤の中には、高電圧危険表示アクリル板が取り付けられていたが、 盤内にて作業するにあたり支障があるため、平成26年9月25日の当該ケーブル引き込み 作業の段階で取外していた。

#### 【参考】

<被災者の装備> 作業服、ヘルメット、一般靴、一般作業手袋、サージカルマスク

#### 【補足資料】

- (1)新事務棟高圧受変電設備(全体写真/盤構成図)
- (2)新事務棟高圧受変電設備(単線結線図/盤構造図)
- (3) 高圧ケーブル端末処理に伴う相順合わせ作業(再現写真)

- 6. 原 因:感電(作業者) 作業準備不良
  - 工事主管箇所は、新事務棟高圧受変電設備の設備管理箇所と工事範囲を調整し、高圧受電盤への当該ケーブル引き込み・接続作業のみを実施していた。(背景)
  - 当社工事監理員は、「予備線の受電立会時に予備線側の高圧受電盤と本線側の高圧受電盤が離れており、新事務棟が部分運用であることから当該設備の充電範囲も部分的であるとの思い込み」や、「当所では2系統で受電する電源設備においては、受電盤が電気的に分離されていることが多いため、予備線は受電していることは認識していたものの、本線側は今回の工事によって受電されるとの思い込み」から当該受電盤には充電部がないと誤認識(誤解)した。
  - また、元請会社工事担当者および被災者は、新規に設置中の盤であり、現場調査の際に受電ケーブルが未接続であることを確認したことから、高圧受電盤内には充電部が無いと思い込んだ。
  - 今回の感電負傷事故は、このような思い込みから、当社工事監理員においては、図面等を用いての充電範囲の確認、充電部近接作業に対する安全処置(停電)を実施しなかったこと、また元請会社工事担当者および被災者においては、作業区画および養生等の指示や実施、作業着手前の検電を実施しなかったことが原因である。
  - なお、作業管理マニュアルに基づく設備管理箇所の工事主管箇所に対する安全対策(処置)等の審査ならびに作業許可を行うルールは、充電部ではないとの思い込みを払拭する機会と成り得たが本設備はマニュアルの適用対象外であった。

#### 7. 被害状況

1) 死傷:有

内容:電撃症(左肩、両側母指、両側膝部に 度熱傷を受傷、また左上肢しびれ症状残存あり) 医師による診察の結果、一ヶ月程度の治癒期間が必要と診断された。

なお、被災者は、平成26年10月20日に退院した。

- 2) 火災:無
- 3) 供給支障:無
- 4) その他(上記以外の他に及ぼした障害):無
- 8. 復旧日時:平成26年9月30日 15時18分

高圧受電盤内および他の高圧電源設備に異常がないことを確認後、地絡により動作した受電遮断器を投入し、新事務棟の停電を復旧した。

#### 9. 防止対策:

今回の感電負傷事故については、直接的には、充電部近接作業であるにも拘わらず安全対策や検電を実施せずに作業を行ったことが原因であるが、当社工事監理員をはじめとする工事関係者全員が当該の高圧受電盤に充電部は無いと思い込み、その思い込みのまま作業が進んだことが根本原因(背後要因)であったことから、これらを踏まえ以下の再発防止対策を講じることとした。

(1)直接的原因に対する対策

適切な安全処置(原則、活線作業の禁止)の実施、現場調査、図面等による充電・停止範囲の確認および作業前の確実な検電の実施等について、電気業務の運営手引きを文書化し電気作業に従事する社内関係者および元請会社(協力会社を含む)へ指導・周知。

検電の徹底(既設盤、新設盤に限らず、電源盤は全て元請会社工事担当者立会いによる検電を 実施)。

(2)根本原因(背後要因;思い込み)に対する対策

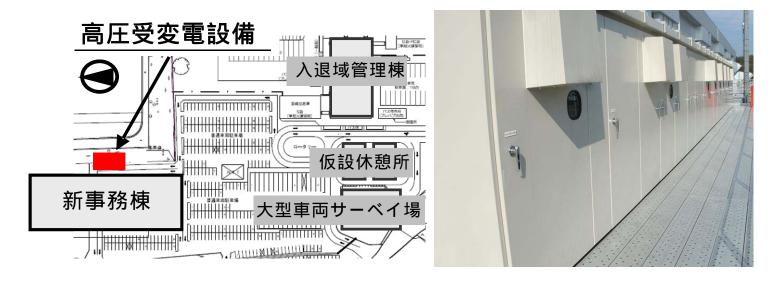
設備管理箇所の工事主管箇所に対する安全対策(処置)等の審査ならびに作業許可を行うルールについて、新事務棟等を対象設備として拡大(作業管理マニュアルの改訂)。

当該の高圧受電盤へ逆圧充電注意表示板(注意札)の取付けと類似電源盤への対策展開。

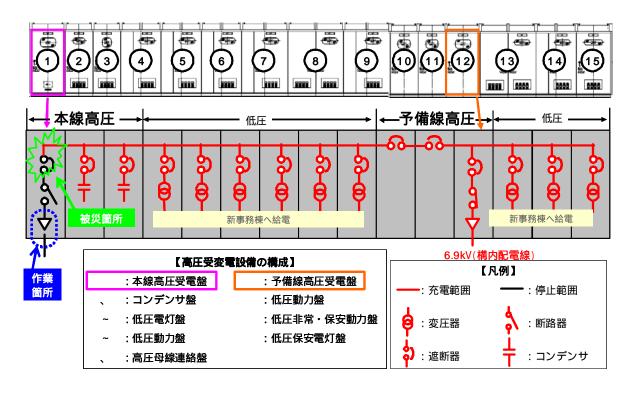
(	3)その他
	基本ルールの遵守、安全意識の向上を目的とした事例検討会の実施。
10.	主任技術者の氏名及び所属(保安管理業務外部委託承認がある場合は委託先情報): 氏名; ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
11.	電気工作物の設置者の確認:有

### 新事務棟高圧受変電設備(全体写真/盤構成図)

(1)新事務棟高圧受変電設備(全体写真)

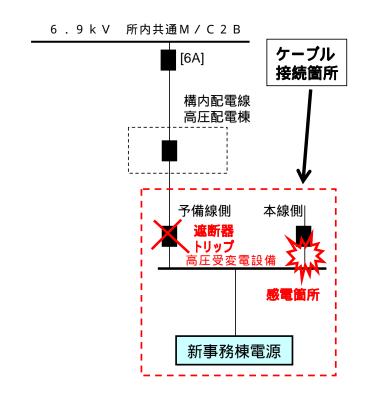


#### (2)新事務棟高圧受変電設備(構成図)

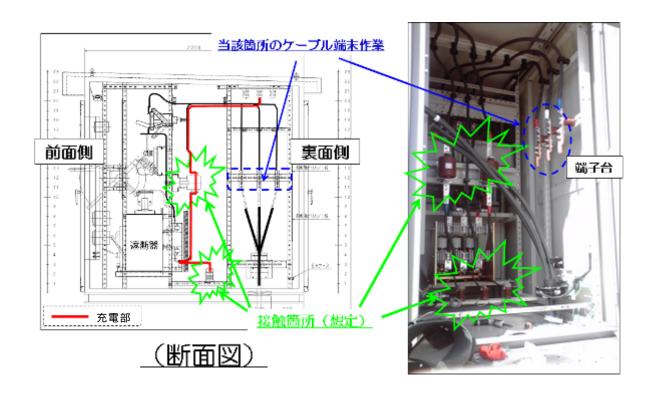


### 新事務棟高圧受変電設備(単線結線図/盤構造図)

(1)新事務棟本線高圧受電盤(単線結線図)



### (2)新事務棟本線高圧受電盤(盤構造図)



### 高圧ケープル端末処理に伴う相順合わせ作業(再現写真)

